

◆新旧対照表

改正前	改正後
<p data-bbox="421 276 831 308">埼玉県土木設計業務共通仕様書</p> <p data-bbox="517 395 730 427">第5編 道路編</p> <p data-bbox="510 504 736 536">第4章 道路設計</p> <p data-bbox="143 587 226 619">(新規)</p> <p data-bbox="143 871 226 903">(新規)</p>	<p data-bbox="1429 276 1839 308">埼玉県土木設計業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1525 384 1738 416">第5編 道路編</p> <p data-bbox="1518 480 1744 512">第4章 道路設計</p> <p data-bbox="1144 571 1234 603">P380-1</p> <p data-bbox="1144 616 1397 647">第8節 調整池設計</p> <p data-bbox="1144 660 1563 692">第5427条 調整池設計の区分</p> <p data-bbox="1151 705 1800 823"> 1 調整池設計は以下の区分により行うものとする。 (1) 調整池予備設計 (2) 調整池詳細設計 </p> <p data-bbox="1144 884 1536 916">第5428条 調整池予備設計</p> <p data-bbox="1151 928 2116 1445"> 1 業務目的 道路建設による路面排水は、放流先の河川管理者との協議により、開発行為による流出量増加に対し、流出抑制対策として調整池の設置を指導される場合がある。 調整池の設置が必要となった場合に設計基準、河川条件、立地条件等の基本条件と整合を図り、調整池規模、基本構造諸元を決定することを目的とする。 </p> <p data-bbox="1151 1241 2116 1445"> 2 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画を作成し、監督員に提出するものとする。 </p>

改正前	改正後
	<p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、現地を踏査し、下水道計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について把握するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地形等 <p>用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等</p> 2) 地質 <p>地質調査資料と現地との関係</p> 3) 関連管渠の位置、形状、管底高 4) 吐口の予定位置 5) 放流先の状況 6) その他設計に必要な事項 <p>(3) 基本事項の検討</p> <p>受注者は、設計図書に示された道路構造、河川条件等について確認を行うとともに、調整池の設置目的及び必要とする機能、条件を確認・整理し、基本諸元の検討を行うものとする。主な検討項目は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本条件の確認 2) 調整池の構造形式の検討 <p>構造形式について、構造特性、経済性、施工性、耐久性など技術的検討を行う。</p> 3) 配置計画の検討 <p>将来の拡張計画、周辺環境への影響を配慮するとともに維持管理の方法を検討し施設全体の配置計画の検討を行う。</p> 4) 維持管理方式の検討 <p>調整池への流入・流出水量の制御方法の検討を行う。</p> <p>(4) 概略設計図</p> <p>受注者は、調整池の構造形式の比較案それぞれに対し、全体配置</p>

改正前	改正後
	<p>計画、一般図を作成するものとする。</p> <p>全体配置図（平面図）は、地形図に施設全体の配置を記入する。</p> <p>一般図は、調整池及び基礎工の平面図、断面図とする。なお、寸法の表示は、構造物の主要寸法のみとする。</p> <p>(5) 関係機関との協議用資料作成</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。</p> <p>(6) 概算工事費</p> <p>受注者は、調整池の構造形式の比較案それぞれに対し、概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(7) 調整池構造形式比較一覧表の作成</p> <p>受注者は、構造形式比較案に関する検討結果をまとめ、調整池構造形式比較一覧表を作成するものとする。構造形式比較一覧表には、一般図（側面図、基礎工断面図）を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、最適構造形式を明示するものとする。</p> <p>(8) 照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計方針、設計基準等の妥当性を確認し、基本設計に反映されているかの照査を行う。 3) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。 <p>(9) 報告書作成</p> <p>受注者は、設計業務の成果として第1211条設計業務の成果に準</p>

改正前	改正後
<p>(新規)</p>	<p>じて報告書を作成するものとする。</p> <p>なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要報告書を作成するものとする。</p> <p>1) 調整池の構造計算形式比較案それぞれについての技術的評価</p> <p>2) 構造形式比較一覧表</p> <p>3 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>(1) 実測平面図 (1/500)</p> <p>(2) 実測縦横断面図 (1/100~1/200)</p> <p>(3) 地質調査報告書</p> <p>P380-3</p> <p>第5429条 調整池詳細設計</p> <p>1 業務目的</p> <p>道路建設における調整池詳細設計は、調整池予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・河川条件等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>第5428条第2項(1)に準ずるものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>第5428条第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の決定</p> <p>受注者は、基本設計等の貸与資料、特記仕様書及び指示事項に基づき下記の基本事項を決定するものとする。</p> <p>1) 配置計画</p>

改正前	改正後
	<p>2) 調整池躯体構造形式、基礎形式等の主要寸法</p> <p>(4) 構造物等の設計</p> <p>調整池の堤体等に一般構造物の設置が必要となる場合には、設計図書に基づき第5.4.2.4条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。</p> <p>1) 設計条件の設定</p> <p>受注者は、設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。</p> <p>2) 本体工</p> <p>受注者は、主要構造物の構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>また、流入・流出管、洪水吐き、排水管について、詳細仕様を定め、配管図を作成するものとする。</p> <p>3) 場内整備</p> <p>受注者は、調整池の敷地内の場内道路、雨水排水等の外構について詳細仕様を決定し、場内整備図を作成するものとする。</p> <p>また、管理設備機器を設置する上屋の構造について検討し、構造図を作成するものとする。</p> <p>4) 土工設計</p> <p>受注者は、掘削、盛土、埋戻し等の土工設計を行い、土工数量根拠図を作成するものとする。</p> <p>(5) 施工計画</p> <p>受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。</p> <p>(6) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、施工計画により必要となる仮排水路、工事用道路等の規模、構造諸元を検討し、設計図を作成するものとする。</p> <p>なお、構造計算、断面計算又は流量計算を必要とする仮設構造物が必要となる場合には、設計図書に基づき別途仮設構造物設計を行い、</p>

改正前	改正後
	<p>図面及び数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(7) 数量計算 受注者は、詳細構造に対して、工種毎に数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(8) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第5428条調整池予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要報告書を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 設計条件2) 構造形式決定の経緯と選定理由3) 構造各部の検討内容と問題点4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果5) 施工段階での注意事項、検討事項 <p>3 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 基本設計報告書(2) 実測平面図 (1/500)(3) 実測縦横断面図 (1/100~1/200)(4) 地質調査報告書

改正前

P380

第8節 成果品

第5427条 成果品

受注者は、表5.4.1～表5.4.6に示す成果品を作成し、第1117条に従い、2部納品するものとする。

P385

(新規)

改正後

P380-5

第9節 成果品

第5430条 成果品

受注者は、表5.4.1～表5.4.7に示す成果品を作成し、第1117条に従い、2部納品するものとする。

P385

表5.4.7 調節池設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
調節池 予備設計	概略設計図	計画位置図	1/500～1/2,500	市販地図等
		構造全体概要図	適宜	
	概略設計計算	設計計算書	—	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
報告書	報告書	—		
調節池 詳細設計	設計図	計画位置図	1/500～1/2,500	市販地図等
		構造一般図	1/10～1/100	
		配筋図	適宜	
		詳細図	適宜	
	—			
	設計計算	設計計算書	—	
	数量計算	数量計算書	—	
報告書	報告書	—		